

厚生委員会議録第三十七号

昭和二十九年四月十六日(金曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長代理理事 青柳 一郎君
理事 中川 俊思君 理事 松永 仏骨君
理事 長谷川 保君 理事 岡 良一君
越智 茂君 助川 良平君
田子 一民君 降旗 徳弥君
佐藤 芳男君 滝井 義高君
萩元たけ子君 杉山元治郎君
山口シズエ君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君
(保険局長)

委員外の出席者

専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君
専門員 山本 正世君

四月十五日

委員降旗徳弥君及び長谷川保君辭任につき、その補欠として高橋圓三郎君及び武藤運十郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員高橋圓三郎君辭任につき、その補欠として降旗徳弥君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

長谷川保君及び岡良一君が理事に補欠当選した。

本日の会議に付した事件

理事の互選小委員の補欠選任

厚生年金保険法案(内閣提出第一二

四号)

船員保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三二号)

厚生年金保険及び船員保険交渉法案
(内閣提出第一三九号)

○青柳委員長代理 都合により委員長が不在でありますので、私が委員長職を勤めます。

これより会議を開きます。

まず厚生年金保険法案、船員保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険及び船員保険交渉法案以上三法案を議題とし、質疑を続行いたします。岡良一君。

○岡委員 保険局長にお伺いいたしますが、厚生年金の被保険受給資格者が年金を受けつつあるときに、いわば老齢において病気になるという場合に、もう健康保険の被保険者たる資格を失つておる。そうして老齢年金の受給を受けるお話のように、たとえば今年度受給資格が発生して、受給する金額が年金として、二万八千円程度であるという場合、病気になるまでの療養費というふうなもの、なか／＼その中では出ないという場合には、現在では生活保護法の医療扶助があるいは適用し得る場合もあり得る。しかし社会保険制度というものを推進するという立場からいへば、そういう場合もこの保険給付をもつて医療費をまかなうという行き方が望ましいと思うのです。そういう点について保険局としては何か

お考えを持つておられるかという点であります。

○久下政府委員 御質問の問題は、むしろ国民全般を対象とした健康保険の普及という面を考えて行かなければならぬと思ひます。結局は現在の制度の建前から申しますれば、国民健康保険の普及ということによつてその問題を解決するのが最も根本だと思つております。一方健康保険の方は被保険者の資格を喪失いたしました場合に、本人の申請がありますれば、任意継続被保険者という制度がございます。それによつて健康保険としての被保険者の資格を継続することができるとなつております。しかしながら、保険料の負担の關係から申しますと、なかなか負担も重くなりまして、つまり事業主負担が多くなりまして、実際には実行が困難な場合が多いのではないかと思つております。結局そういう制度はありますが、根本的な解決策としては、やはり私も現在指導をし、意図しておりますが、国民健康保険の普及ということによつてこの問題を解決するよりほか、現在の考えとしてはないわけでありませう。

○岡委員 そうなれば一番理想的な形ではありますけれども、なか／＼国民健康保険もそう急に全面的に、全国民を包括する段階に、今(一九五四年)二年でなるとも考えられないという場合には、経過的な措置としてたとえば厚生年金保険の積立金なりその利子なり何なり、健康保険の方へ出すとか、何らかの形で、健康保険法の中で厚生年金受給者についての療養費の給付の措置をやつて行くというような取扱ひ、そういうことは実際問題としてできないものでしょうか。

○久下政府委員 その問題はちよつと簡単に私はできないと思つております。と申しますのは、厚生年金保険の積立金の予定利率をどう見るかということにかかつて来るかと思ひます。予定利率を現在の建前のように三分五厘の計画でやつておられる、実際は五分五厘にまわつておられる、そこに利子やが出るというようなことになりますれば、年金給付としては心配なく、しかも若干の利子やが出るということになりますとよろしいのであります。現在御提案申し上げて御審議を願つております法案では、現在運用されております利子の五厘五厘という予定利率の計算を一面においてやつておられます。そういう利子やが出ません場合に、それをほかの方にまわして使つて参ります。その点は実は無理ではないかと思つております。

○岡委員 その点はひとつ御研究願ひたいと思ひます。われ／＼も研究してみたいと思ひます。

それから、これはこの間もいろいろ意見を申し上げたわけですが、繰返して申しますが、せっかく厚生年金保険を画期的に改正するのであるから、そこで現金給付がなくなつて、やはり現物給付という方向に持つて行く方が受給者

としてもかえつて利便が増すのじやないかと思ひます。それは増し得る場合もあるし、またそれを希望する向もあると思ひます。年金対象の中でやはり老齢年金受給者の有料ホームというものをつくるべきじやないかと思ひます。

これはこの間も多少意見を申し上げましたが、そういう御計画があるかどうか、その点ひとつ率直な御意見を承つておきたいのであります。

○久下政府委員 先日お話し上げましたように、厚生年金保険の制度の中に福祉施設というのがござります。私も老人ホームをつくるということは福祉施設の事業としては非常に適當な仕事と思つております。ただ問題は、現在の段階におきましては、老人ホームに入つてその收容の経費をまかなうだけの給付をやるだけの財源もございませぬのですから、非常に年金給付が低額になつておられますので、問題をどう運営して行くか、またつくりました資金をどう消化して行くかという、ことに実は非常に難点がござります。ので、ただいまのところはそういう意味合ひで研究いたしておるところであります。ただ抽象的な考え方として、福祉施設の一端として老人ホームをつくるということは、私の考えでは厚生年金保険の給付対象として好個の事業であるというふうに考えます。

○岡委員 そうしますと生活保護法で六十歳を過ぎた老人についての一箇月の生活補助費は今幾らでございます

か。

○久下政府委員 先日大臣からも申し上げたのでありますが、六十歳以上の男子につきましては、世帯を構えていない場合と構えている場合とは相当な開きがあります。世帯を構えております者に対する一級地の甲は、月額二千四百四十五円、これは一般生活費と居住費とを合算額であります。このほかに場合によりましては冬季加給と住宅費がございますが、それは除いた数字であります。それから一級地の乙が二千三百円。世帯を構えておりません、世帯主でありません六十歳以上の男子は、一級地の甲が千七百八十五円、一級地の乙が千六百八十円、こういうことになります。

○岡委員 もちろん生活保護法の生活扶助は、現実に照し合せて非常に低いから、これを適当に引上げるような形で、現に年金を三万一千円もらうにしても三万円もらうにしても、二千五百円ある。そうすれば生活保護法で世帯を構えていない老人について、老人ホームをつくつてそこへ入れてやるということ、建設費とその投下資本利子あるいはその運営に必要な事務費とか、そのために介添人だとかいうような費用を国や地方団体等が——これは国や地方団体の財政の問題等もありましようが、ある程度まで費弁するといふことであれば、八千円老人ホームではかかるからとでもできないという論理で拒絶されるべきものではなくて、ある程度までやつて行けるような気がするのですが、実際問題としてそういうわけには行かないでしょうか。

○久下政府委員 私どももおつしやる通りの建前がとれますればできぬこと

はないと思つております。問題は建設費、それからその後の運営に必要な経費、少くとも建物に關係した諸経費といふものを除いて、純粹なそこに入つて食事をして行く程度の必要経費であります。この現在御提案申し上げております年金給付額でも高額の人は十分やつて行けるのではないかと、いふふに考えております。問題は、たゞ今お話の中にございましたように、建設費をどうするかという点がやはり難点でございます。これを年金財政の中からだけやるといふことは現在の段階では無理であります。何かほか府県、国等で別途な方法を講じまして、おつしやるような方法を講じられますれば、私どもとしては老人ホームをつくりますことは成り立つて行くことではないかと思ひます。

○岡委員 それから障害年金などを受けておる人——いわゆる厚生年金保険病院ですか、最近東京でもできておるし、北九州にもできるとか聞いておりますが、うかつな話ですけれども、あれは一体全国に何箇所あつて、どういふ利用率を示しておるか、また将来この厚生年金保険法が施行されて行くなど、具体的に点があつたらお答えを願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 現在厚生年金関係で持つております病院は北海道の登別、神奈川県、湯河原、島根県の玉造、三浦郡地にそれ、二百床ないし三百床程度のものを持つております。それに新しく東京と大阪に別につくつたわけでございます。これは現在それそれ三百床ございます。それから近く起工式をいたそうとしておりますが、

九州の福岡県の八幡市に二百五十床のものをつくる計画を持つております。これはこの間も申し上げましたように、障害年金受給者で、特に身体障害者で、厚生医療といわれておるような治療を行ひますれば、また再び職業職線に復帰できるような可能性のあるような人々を対象として、年金の福祉施設としてやつておるのであります。しかしながら実際の利用はこれらの直接年金受給者のために利用されておる部分というよりも、むしろ一般の健康保険被保険者の取扱ひの方が多うございまして、利用率は今詳しい資料を持つて来ておりませんが、大体どこもほとんど満員の状況で利用されておるのであります。

○岡委員 将来の御計画は……。

○久下政府委員 将来といひましては——ただいまのところ九州の計画が済みましたならば、次に引續いて新しく方々に立てるといふ計画は持つておりません。九州が完成いたしましたならば、これで一段落いたしまして、むしろ既存の施設の整備に重点を注ぐべく、当分はこの程度の範囲でやつて行くつもりであります。

○岡委員 ばくは玉造のものは一ぺん一晩とまつて様子を見てもらつたことがあるのです。おつしやるように、別に厚生年金被保険者というよりも健康保険の被保険者、身体障害者の手帳を持つておるような人が広汎に利用されておる様子だが、繰返して申しませうけれども、積立金なり積立金の利子などから、単に金銭の給付ということよりも、やはり現品を給付してやるという意味で、せつかくの厚生年金が出発するとすれば、その裏づけとして、や

はり各府県には老人ホームくらいはつくると、また各ブロックには集中的な厚生年金保険病院をつくつて厚生医療をしてやる、あるいは障害年金受給者の保護をはかつてやるというような施設の裏づけというものに大いに努力していただかなければならぬのじやないかと思ふのです。

それからその次の問題は、本法の四十一條ですか、受給権を担保にすることはできないかということになつておるわけなんです。最近法律が改正になつて、恩給の受給者についても恩給の受給権が担保となるというようなことにもなつてゐる。今ただちに厚生年金の受給者がその受給権を担保としての金融を要求されるというケースは、そう大してあるものでもないと思ひます。また厚生年金制度という建前からいへば、この権利を担保として金融の道を講ずるといふことは、決して望ましいことではないけれども、現実に受給権者がそういう必要を感じ、また要求することはあり得ると思ひます。そういうことに備えて、将来は受給権を担保としての金融の道を講ずるといふことも必要ではないか。特に恩給法がそういうふうな取扱ひを受けておるということならば、これにやはり右へいかと思ふが、そういうことについて、この立案にあつたあなたの方で何かお考えになつたことがあるかどうか。また具体的にそういうふうに進めるとすれば、一体国会なりわれわれに努力が必要なのか、あるいは国民金融公庫の中に単にわくだけを設ければいいのか、そこに政府の出資を求めて

行くべきか、また法律をどういふふうで改正して行くかという具体的なお考えがあれば、この機会に卒直にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 年金受給の権利を担保に供します問題につきましては、今御指摘のように、法案の四十一條に担保に供することはできないという規定になつております。これは従来から、重要な生活の面でありますので、一般的にこれを担保にしたり、差押えできるといふことになつておらず、結局被保険者保護といひますか、そういう目的を達しない結果になりますので、原則としては私どももこういう建前をとるべきだと思ひます。ただ老齢年金の支給も開始されるような段階には、途中まで、特別な場合には担保に供することもできるような規定を考えようかといふような議論もしたことがございします。ただ何分にも老齢年金の支給もごくわずかでございしますので、もう少し時期を見ようという程度で、現行法のまま残したわけでございします。実際問題としては確かにお話のよう

に、そういう必要のある人もあるわけでございますが、ただこれを一般的に解除いたしますと、いろいろ悪質の金貸しなどにひつかかるということもございします。やはり低利で、安心して償還もできるような方法を考へて、担保に供する道を開いてやる必要があるのじやないかと思ひます。そういう意味合いにおきまして、さしあたりはまだ具体的なところまで来ておりませんけれども、将来の問題といたしましては、お話のような担保の問題は何と解決すべき方法を講じなければなら

ぬのじやないか。そうなりますれば、自然的に独自の金庫をつくるか、あるいは既存の金庫を利用いたしますか、そういう意味合いにおいて関係の法律を検討する必要もございすし、またこの法案の四十一條そのものに、それに應じた但書をつけなければならぬ、そういうようなもの、準備的な措置が必要であると考えておりますが、考え方としてはお話のように将来そういう道を開くべきであると考えております。

○岡委員 これもおそらく各委員から質問が出たことと存じますが、いつも私も議員としてまたしてもという感じに打たれるのは、ベースが上ると恩給を上げてくれという全国の諸願です。これは無理からぬことではあります。これは無理からぬことではあります。国家公務員について物価が五分上れば人事院が勧告するというような形で、やはりすべての年金制度も生計指数なり物価指数なりにスライドして、年金給付の額も上昇するということを考えなければならぬのではないかと。これはこの法律にうたえないとすれば、恩給の給付等も含めての、何かそういう年金制度については生計指数なり物価指数の上昇に伴つてスライドせしめて行くという、ダイナミックな法的措置といふようなものが必要じやないか。この際せつかく共済組合関係で人事院が国家公務員の退職年金法案の勧告もしておるようであるし、厚生年金制度がこゝまでクロース・アップされて来ると、そういう措置が必要じやないか。これを法律立案の側に見ておられるあなた方として、これはそれ

ぞれの個々の法律の中に、うたうべきか、そういうものをひつくるめて、ダイナミックな規定を別個に立法措置を講ずるか、そういう点御研究になつたことがあろうと思ひますが、いかがですか。

○久下政府委員 実はお話のような点を考慮しまして、本法の八十一條で、少くとも五年ごとに保険料率の再計算をすることになつております。再計算の前提になりますものは、保険給付に要する費用の予想額、予定運用収入及び国庫負担というようなものが大きな財源でございす。また関連の数字もございす。そういうものを再検討いたしまして、そのとき々の実態に合致して上げて行くというものを表わしたものでございす。その点実は抽象的な表現以上にできません。したは、たとえば物価に当然スライドして行くという建前をとりましますと、何分長期にわたる保険でございまして、過去の保険料というものは依然として過去の金でとられております。しかも金として積立てられておるわけでありまして、それを将来の被保険者の負担にかけらるわけにも参らぬ事情もありまして、機械的に物価にスライドするということ規定を置きますことは、保険料率の計算と将来の財政計画になか／＼むずかしい問題を生んで参りますので、私どもとしてはやはり将来のもの、私どもとしてはやはり将来のものをどうするか、過去のものをどうするかという問題は、少くとも五年ごとに再計算をいたします場合に考慮に入れてやることのできるであらうという考え方のもとに、八十一條の第四号の規定を特に入れたつもりでございす。

○岡委員 御趣旨はよくわかつておるのですが、しかしこの八十一條でやるので、全体として十年二十年という長期の保険敷理から行きますと、たとえば非常にインフレのときは、今までの年金を上げなければならなくなつて、敷理計算をして上げた。十年二十年というインターヴァルがあつたときデフレになつて、受ける保険料が少くなつて、しかしかけ損が非常に多くなつておるといふ、全体としての被保険者の不均衡が出て来るのではないかと、その点についてはつきりとした敷理計算をいたすというのではないですか。そういう点考慮されたでしょうか。大体十年目くらいでデフレ、インフレの波はあつて、五年目ごとに刻まれるのはけつこうですが、その場合被保険者全体として身に余る過重な保険料を払ひながら、受けるときにはそれに似つかないといふような矛盾した事態が確かに起るのじやないかと思ふのですが、そういうときの調整を何か考えられたことがあるのですか。

○久下政府委員 実はその点も少くとも五年目ごとに再計算をいたします場合に考慮してやるという気持ちで、確かに貨幣価値は上つたり下つたりいたしますから、その場合にどうするかという問題は、当然その際に考慮されることと思つております。具体的には実は過去の貨幣価値と申しますか報酬の非常に低かつた時代の取扱ひを、今度の法律で年金の最低額を引上げた、あるいは標準報酬の低いものを引上げたといふような措置を講じて、一応過去のものにつきまして特別な措置がこの法案でも講じられておるわけ

であります。実は私これが最善であるとも思つておりませんけれども、現在の段階におきましてはこれ以上に過去のものの上上げを行いますことは財政的にいへる／＼影響も大きいといひますので、この程度のところで今回はおちつめたのでございす。これは一つ考え方というにすぎないのでございまして、将来同じような問題が起りました場合には、これをどう解決して行くかといふようなことは、やはりそのときどきの情勢に応じて考え直すべきであらうという意味で、相当弾力性を持たす。お話のようなダイナミックなものにいたしますためにこの規定を置いたつもりでございす。ただその具体的なやり方を今こゝではつきりと定めかかるといふことはたして妥当であるかどうかといふことを考えまして、規定としては抽象的な表現になつておるのでございす。

○岡委員 繰返すようにすけれども、五年目ごとにそのときの貨幣価値を基準として年金の額を考へ、またその年金の額を基準として長期にわたる保険敷理上から保険料率をも算定して行くといふことになりまして、事実上高い保険料を払いながら、またある時期に算定し直されたところが、それは受ける者の立場からいへば、何となく個人的な感情からいへば、高いものを払つて安いものを受けないといふような実問題が起るわけなんです。やはり国が管理をして行く年金、保険などは、不利な場合にある程度国が財政的なバックアップをするという原則が必要ではないかと思ふのですが、まあこれは私の意見なのです。

それからこまかいことなのですが、いたいた資料で見ると製糸工の女工で、大体二年から三年くらいでやめる人が多い。紡績工でも四年目にはやめる者が多い。そこで脱退手当金はその場合にどれくらい、――十分の六ないし十分の九というものがこの表の三によつてもらえるわけなのですが、今製糸工や紡績工で大体標準報酬どれくらいで入つておりますか。

○久下政府委員 ただいまの紡績関係の女工の平均給与は、私どもの調査では五千円から六千円の間のことであります。

○岡委員 そうしますと脱退手当金は、かりに三年勤めた紡績ないし製糸工でどれくらいになりますか。

○久下政府委員 お答え申し上げます。三年から四年の間でやめました者につきましては報酬月額九割であります。六千円の場合は五千四百円、五千円の者は四千五百円ということになります。

○岡委員 この脱退手当金は当初はやめるということであつた。やめるという考え方、年金制の建前から行けば原則的には私どもも当然了承できるわけですが、事実問題として一応これは存置して行くことになつたのだと思ふ。そこで一体日本の紡績業とか、製糸業とかいふような、日本の軽工業といふものはだれによつてささえられておるか、これはいわば農村の若い女工さんによつてささえられておるといふことは申し上げるまでもないのです。それではそういう日本の軽工業への労働力の給源として、農村が大きな産業予備軍を常にたたえておるの一体なぜか。これは日本の農村

の経営の状況というものがいづれに非常な零細経営であつて、家族労働力が余り、余つた労働力が結局製糸業や紡績業の方に注入されて、そこで労働をして、年ごろになれば大休やめる。年齢も二十歳から二十四歳が非常に多いわけですから、これは事実上結婚適齢期になるので、そこで製糸業なり、紡績業なりの寄宿舎から引払つてお嫁に行くわけなんです。お嫁に行くときに結局脱退手当金をもらふのです。もちろん脱退手当金だから、なるほど脱退手当金の立場からいへば、これは何も結婚手当ではないし、結婚手当は別に労働組合と事業主との間にその契約をすればよいという理論は十分成り立つわけなんです。しかし脱退手当金を存置されたという趣旨をさらに演繹すれば、やはり脱退手当金として三分相当の利子を加えたものをやるというような一律の取扱ひ方で、そういうお嫁に行こうとせつかくやめても、銘仙一反も買えないような脱退手当金では、少し気の毒じゃないかと思うのです。そういう点やはり立案のときにいろいろお骨折りになつたと思うのですが、私どもの考え方とあわせてひとつ御見解を承りたい。

○久下政府委員 お答え申し上げます。女子の勤労の姿態につきましてはお話の通りであると思つております。そのことはまた逆に申し上げますれば、男子の労働者の勤労の実態とは大いに様相が違つておるといふことにもなるわけでありまして、この年金制度をつくり出す場合には、私どもも女子の問題は非常に検討したつもりであります。そこで結局は勤続年数が男子に比べて格段に違いますので、いろいろ統計資

料によりまして、実は女子につきましては別計算をいたしたのであります。もちろん中には老齢年金なり傷病年金なりをもらふ人も出て参りますので、そうした財源として必要なものは除きまして、その他のものはあけて脱退手当金として返し得るようになつたわけでありまして、そこでその現われました結果が別表第三に出してある数字でございます。こちらをいただきますように、男子と女子とは非常に給付額が違つて参るのであります。大体のこ

とを申し上げますと、脱退手当金というものは本人のかけました保険料に四分五厘相当の利子をつけたものを返すというのが建前だと私も考えております。現行法の考え方も基本的にはそういうことであつたのであります。そうではありますけれども、女子の場合には別計算をしてみますと、先ほど申し上げました他の年金支給に必要な財源を除きまして残りを脱退手当金にまわしますと、本人としては千分の十五だけの掛金をしておるわけでありまして、ここに脱退手当金として数字があ

けてありますのは、利率に直しますと千分の二十相当額に利子をつけたのが返せる。こういう数字になつておるわけでありまして、結局千分の三十とつておりますから、差額の千分の十というのが他の年金の財源である。こういう計算でありまして、額としては十分でございませぬけれども、何分にも保険料率に制約がございまして、その関係からかような数字になつたわけでありまして。

円、六千円程度の標準報酬で、かりに四年間製糸をやつてやめたとする場合に、脱退手当金五千二百円だ。ところがこれらの諸君は、おおむね結婚のためにやめる。そうすると婚費としていづれ非常に期待されておるものが、銘仙一反にもならないのだということでは、計算上いろいろ御苦心のほどはわかるが、実際問題としては少し気の毒過ぎるという感じはあります。その辺のことを何とかならないかという気持がほくほくあるのですが、ならぬものでしょうかね。

○久下政府委員 確かに、そうおつしやられますとそういう感じもいたさないわけではございませんが、実はこの問題につきましても労働双方から、私も立案の途上におきましていろいろお話を伺つておる。お話のように給付額を多く出してくれという御要望の裏に、また同じような強さをもちまして、利率は高めないでくれ、少くとも男子とは差をつけて低いものにしてくれという要望がつけ加つておつたわけでありまして。さしあたりは御提案申し上げておきますように、当初五年間は千分の三十ということで、同じ利率で参りますが、男子につきましては五年後には若干利率の引上げをいたさなければならぬ計画を持っておりますが、女子はその場合にも将来とも千分の三十ですと続ける別計算をしておるわけでありまして。そういうような保険料率に対する一つの制約が加えられたのでございまして、財源的にはどうもいかんともいたしたがいというのが実情でございまして。

○岡委員 その御趣旨はわかるのですけれども、ただ第三種被保険者の報酬が今お話を聞くように、四千円、五千円、六千円程度の標準報酬で、かりに四年間製糸をやつてやめたとする場合に、脱退手当金五千二百円だ。ところがこれらの諸君は、おおむね結婚のためにやめる。そうすると婚費としていづれ非常に期待されておるものが、銘仙一反にもならないのだということでは、計算上いろいろ御苦心のほどはわかるが、実際問題としては少し気の毒過ぎるという感じはあります。その辺のことを何とかならないかという気持がほくほくあるのですが、ならぬものでしょうかね。

賀間第一日におきまして、緒方副総理に対しまして、社会保険のばら／＼な状態を説明をいたし、政府はこの上とばかり／＼にするような努力をいたしているという指摘をしたのであります。その際自治庁が考えております町村職員の共済組合の問題にも触れるところがあつたのであります。これに連関して厚生大臣に対しても、自治庁の考えております町村職員共済組合に対して、あなたはいかなる態度をおとりになりますかというのを伺ひました。ところが厚生大臣は、はつきりと阻止するという文字までお使いに相なつたのであります。その後私は緒方副総理と個人的に会ひました際に、その後閣議に現われませんでしたということをお伺ひましたところ、緒方副総理は、閣議の議題と相なりませんでしたけれども、お話を伺ひましたので保留いたしましたというのであつたのであります。ところが最近の閣議におきましてこれが決定をされたというのを仄聞するのであります。これがデマであればきわめて仕合せに存するのであります。が、はたして閣議におきまして決定に相なつたかどうか。この点をこの問題に関心をもちたいと想像されますが、保険局長から承りたい。またそれが事実といたしますならば、厚生大臣が公式のこの委員会において、これに対する態度を、阻止するといふはつきりしたお言葉で言明をされました。その事柄につきまして、言明をくつたえすだけの何か理由が大臣になければ、大臣の阻止によつて閣議は通過するはずがないと思ひます。そうなりまして、結局これを容認する理由については、やはり下僚と御相談があつた

のと思ひますので、そういう事実がありやなしや、なおこの問題につきましても、厚生大臣御出席の際に伺わなければならぬと思ひますけれども、まずこの点についてひとつ保険局長から伺つておきたいと思ひます。

○久下政府委員 閣議の詳細な内容は私どもにはわかつておりませんが、お話のように先週の火曜日の閣議にかけましたときには、明らかに保留になつた、それからこの前の金曜日の閣議に出るような話がございましたが、ちょうどそのときには厚生大臣は出張の予定でございまして、それは金曜日の閣議に出すことは適當でないということをお申し入れたこともございまして、結果におきまして今週の火曜日の閣議に上程をされたというのを聞いております。私どももその事務的な関係におきましては、前日の夕方にも私共のことで厚生大臣にお目にかかつてお打合せを申し上げたのであります。大臣は保申するといふ御意向でありましたし、また閣議におきましては、さような発言があつたと聞いております。しかしながら、そういうことがございましてたけども、結果におきまして閣議で通つたといふことになつております。但しその辺の詳細なことは私にはわかりません。

○青柳委員長代理 他に御質疑ありませんか。

○滝井委員 ただ一点だけお聞きしておきたいと思ひます。それは健康保険の被保険者と厚生年金の被保険者の関係ですが、厚生年金は七百六十七万の被保険者があつたという御説明があつたのですか、健康保険は現在幾らあります。政府管掌と組合管掌で約一千万

のと思ひますので、そういう事実がありやなしや、なおこの問題につきましても、厚生大臣御出席の際に伺わなければならぬと思ひますけれども、まずこの点についてひとつ保険局長から伺つておきたいと思ひます。

ぐらいじゃないかと思いましたが、それ、その数字をお知らせ願いたいと思

けておるのであります。もう一つは、双方の制度に任意包括加入の制度がござ

います。……。

で、それ、欠員を生じておりますので、その補欠選任を行いたいと思

います。

入の場合も、できるだけ両保険に一緒

○長谷川(保)委員 その点は、私ども

【異議なし】と呼ぶ者あり

○久下政府委員 昨年十月現在の被保

入るよう指導はいたしてあります

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 御異議なしと認め

險者は、政府管掌健康保険の關係が四

けれども、實際問題としては、両保険

○佐藤(芳)委員 ただいま長谷川委員

た職、すなわち理事には長谷川保君、

百七十九万人、それから組合管掌健康

制度に別の關係もありまして、若干開

より資料の御要求がありましたから、

岡良一君をそれ、指名いたします。

保険の被保険者が三百二十九万人でこ

きが出来るような關係になつてあり

ついでに私からも資料を要求申し上げ

会との連合審査に關しましては、明日

ざいまして、合計いたしまして約八百

ます。さような点が申し上げました数

たいと思ひます。養老年金の一万八千

ておりますから、あらかじめ御通知い

十万人が健康保険の被保険者でござい

字で現れた開きの原因でございま

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

ます。

す。

いせんか。

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○滝井委員 そうしますと、そこに約

○長政川(保)委員 この際政府当局に

○佐藤(芳)委員 ただいま長谷川委員

な先般決定いたしました労働委員

四、五十万の開きがあるわけなんです

資料をお願いしたいのでありま

より資料の御要求がありましたから、

会との連合審査に關しましては、明日

が、健康保険法と今度出ました厚生年

す。それは資金運用部の運用の状況に

ついでに私からも資料を要求申し上げ

ておりますから、あらかじめ御通知い

金法との被保険者の適用事業場を比較

ついでであります。今資金運用部の金

たいと思ひます。養老年金の一万八千

ておりますから、あらかじめ御通知い

してみますと、ほとんど一致してお

をどういふように運用しているか、詳

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

わけです。その開きはどうか、その点

細なる資料がほしいのであります。こ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

から出て来たのでしょうか、その点を

とにいたしたいのは、旧特殊銀行等

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

御説明願いたいと思ひます。

の債権及び貸付金の内訳の詳細なるも

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○久下政府委員 御案内の通り、大体

の債権及び貸付金の詳細なる内訳をい

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

において法律上の強制適用被保険者の

ただきたいのであります。さらにい

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

範囲は同一でございますが、少し違

ま一つ、政府職員の方の積

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

ております点を御説明申し上げます

たき金の運用につきましても詳細なる内

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

と、まず第一は市町村の職員でありま

立金の運用にござります。この

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

す。市町村の職員は、特別な現業關係

訳をいたしたいのであります。この

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

以外に厚生年金保険法では適用除外に

三つの資料を当委員会に御提出願いま

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

なつておりますが、健康保険の場合に

す。

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

は全部適用になつております。その点

た資料は、直接私どもの關係でござい

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

で約四十万人ほどの差が出て来るわけ

ませんが、關係省に言ひましてできる

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

であります。そのほか私学教職員共

ただ早く提出いたします。ただ資金運

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

済組合法がございまして、これは選

用部の運用状況というお話でございま

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

制になつておるわけでありまして、健康

ましようか。現在どういふ方面に運用

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

保険組合にかなり多数の大学の組合等

してゐるという集計と申しますか、そ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

が残つております。その点で健康保険

うものであります。それともたとえ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

の方が多くなつております。それから

ば二十九年年度の、運用計画でま

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

土建関係で土木建築特別健康保険組合

おるものであります。そういう長い

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

というのがございまして、その方に相

期間ですとたいへん時間を要すると思

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

当な人数の人が入つておるものが

昭和三十九年四月十六日

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

○青柳委員長代理 他に御質疑はござ

あります。厚生年金の方は適用を受

五

昭和二十九年四月二十日印刷

昭和二十九年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局